



# 山形県公報

平成19年3月13日(火)

号 外(5)

## 目 次

### 公 告

行政監査の結果の公表..... (監査委員) ... 1

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき平成18年度に実施した監査結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年3月13日

山形県監査委員	佐	藤	藤	彌
山形県監査委員	田	辺	省	二
山形県監査委員	加	藤	淳	二
山形県監査委員	濱	田	宗	一

### 第1 行政監査の趣旨

#### 1 監査テーマ

防災体制の整備及び防災資機材の管理等について

#### 2 選定理由

近年、新潟県中越地震や全国各地の豪雨災害、世界的な大規模な自然災害が頻発する中、県民の防災に関する関心は非常に高まっている。

このような中で、本県においても災害の予防や拡大の防止、迅速かつ的確な災害応急活動を行うために、防災資機材の整備(備蓄)など安全・安心の体制づくりに努めている。

このため、県の各機関の初動体制の整備及び防災資機材の整備、管理等に関する業務を監査し、防災体制の整備に資することとした。

### 第2 監査の概要

#### 1 監査の対象

##### (1) 監査対象機関

- ア 知事部局(本庁各課及び各総合支庁)
- イ 企業局(本局及び各出先機関)
- ウ 病院事業局(本局及び各出先機関)
- エ 教育委員会(本庁各課)

##### (2) 監査対象事務

大規模自然災害(地震及び風水害等)に関する防災体制の整備及び防災資機材の管理等の業務を対象とした。

#### 2 監査の実施時期

平成18年3月から8月

#### 3 監査の実施方法

監査は、監査対象機関から平成17年度における防災体制の整備及び防災資機材の管理等に関する調書等の資料の提出と説明を求め、必要に応じて資機材の管理状況等の現場確認を行うなどの方法により実施した。

#### 4 監査の着眼点

##### (1) 防災体制の整備

- ア 災害発生時の初動体制は整備されているか。

イ 各機関は、災害時に対応するためのマニュアルを整備しているか。

ウ 職員に対するマニュアル等の周知や研修は行われているか。

(2) 防災資機材の管理等

ア 保管場所及び保管方法は適切か。

イ 数量管理が適切に行われているか。

ウ 機能、品質の管理が適切に行われているか。

第3 監査の結果及び意見

1 監査の結果

(1) 防災体制の概要

県の防災対策は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、知事を会長として設置されている山形県防災会議が作成する山形県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の震災対策編及び風水害等対策編を基に実施されている。さらに、水防について、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき山形県水防計画（以下「水防計画」という。）が作成されている。

地域防災計画では、知事は、次の基準に基づいて災害対策基本法第23条に規定する山形県災害対策本部を設置することとされている。

また、水防計画に基づき、水防組織として、知事を本部長とする水防本部及び総合支庁を支部長とする県内7つの水防支部が設置されているが、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は、災害対策本部の組織に入り、水防事務を処理することとされている。

【災害対策本部設置・廃止基準】

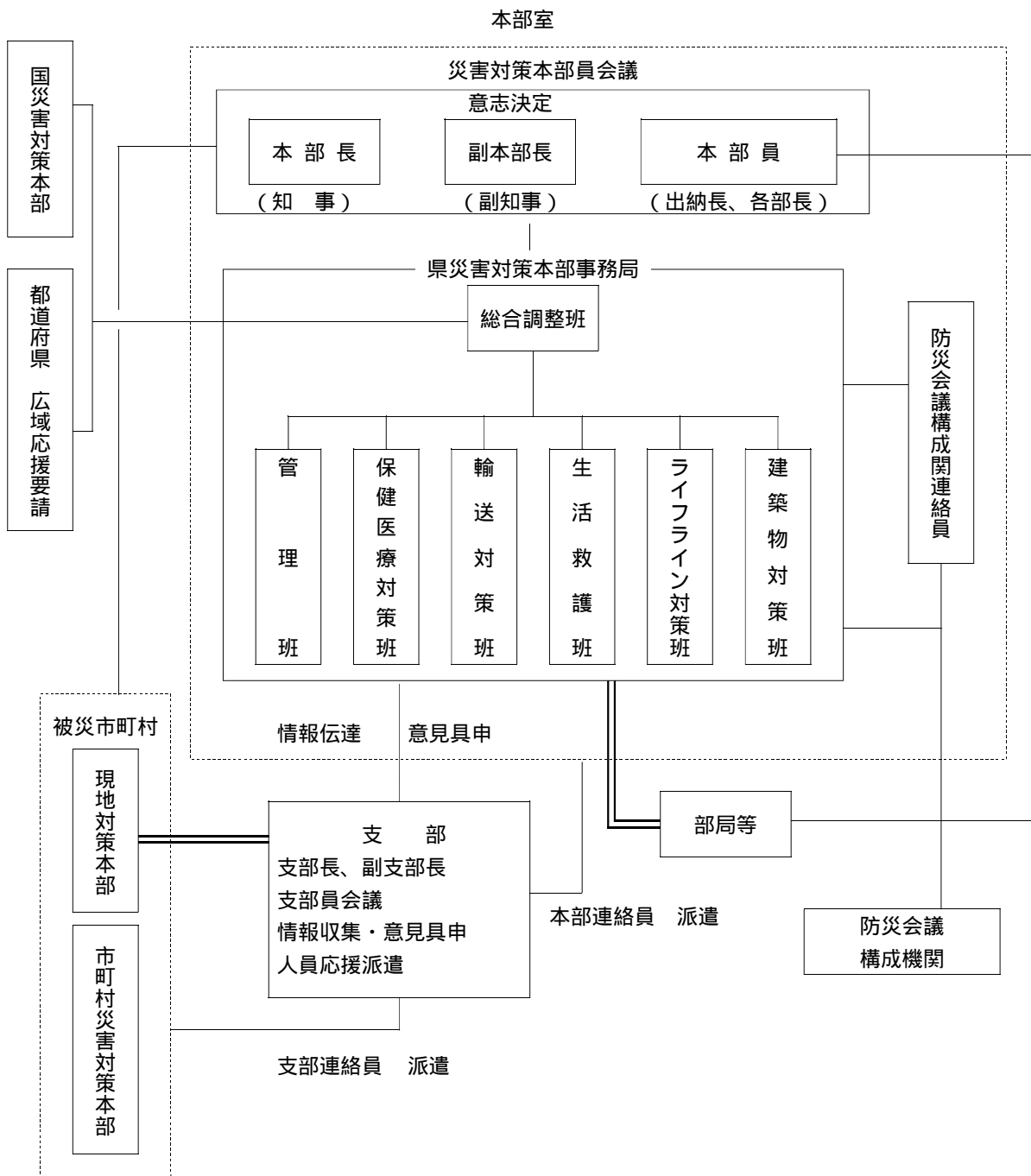
設置 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき</li> <li>・ 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき</li> <li>・ 知事が特に必要と認めるとき</li> </ul>
廃止 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策が概ね完了したとき</li> <li>・ その他必要がなくなったと認められるとき</li> </ul>

(2) 災害対策本部の組織

山形県災害対策本部の組織及び運営については、山形県災害対策本部条例（昭和37年10月県条例第52号）に定められている。

災害対策本部は、知事を本部長とし、本部員会議、本部事務局及び防災会議構成機関連絡員をもって構成する本部室及び部局等からなっている。

【県災害対策本部体制図】



(3) 災害対策本部設置場所

災害対策本部（本部室）は県庁舎講堂に設置することとされている。ただし、県庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、原則として次の場所に設置されることとされている。

- 第1順位 県職員研修所
- 第2順位 県総合運動公園

なお、県職員研修所及び県総合運動公園は防災行政無線網に含まれておらず、県総合運動公園では防災情報システムを利用できないことから、情報通信手段確保の点で制約がある。

## 【個別意見】

県庁が被災した場合の代替施設においては、災害応急対策の基本となる情報収集活動に支障が生じないように、県庁講堂と同等の本部機能を確保する必要がある。

## (4) 災害対策支部

本部長が、県内各地域で発生した災害に、県の出先機関が連携して対処する必要があると認めた場合、各出先機関の総合調整を図るため、総合支庁その他の庁舎等に災害対策支部が設置される。

支部の組織は、総合支庁長を支部長とする支部員会議、支部事務局及び管内の公所をもって構成される。

支部員会議の構成は、地域防災計画では下記のとおりとされているが、現状は、資料1のとおり各支部の地域の実情に応じて組織されている。

## 【支部員会議】

支部長（総合支庁長）

副支部長（総合支庁の各部長その他総合支庁長が定める職員）

支部員（総合支庁関係課長及び関係公所長）

## (5) 職員の動員配備

## ア 動員配備基準

地域防災計画では、災害応急対策を迅速に推進するため、県内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合又は気象等に関する注意報・警報が発表された場合には、その程度に応じて第1次から第4次まで4段階の動員配備体制をとり、その配備体制ごとにあらかじめ指定した職員（以下「指定職員」という。）を迅速に招集し、災害対策業務に従事させることとされている。

指定職員の指定にあたっては、勤務時間外に大規模な地震が発生し、交通が混乱又は途絶した場合でも迅速に初動体制が確立できるよう、職員の居住地と庁舎までの距離及び担当業務等を勘案することとされている。

## イ 指定の状況

指定の状況をみると、災害対策本部では、応急対策班員予定者の指定要領において、山形市又は近隣市町在住者の職員を優先するなど、できるだけ居住地を考慮して直ちに参集できる職員から指定することとしている。

各支部では、最上支部は、新庄市及び近隣市町村在住者を指定するよう配慮し、初動活動従事者を1時間参集範囲（徒歩又は自転車）と3時間参集範囲の職員に区分しており、置賜支部は、応急対策班員の参集方法ごとの参集時間を把握している。両支部とも総合支庁の管轄外の地域から通勤する職員が多い。

## ウ 職員参集システム

指定職員は、勤務時間外に地震の発生を覚知したときは、テレビ、ラジオ等により県内の震度情報及び津波に関する情報を確認し、配備基準に従い、所属長の指示を待つことなく速やかに登庁することとなるが、情報を確認しにくい場合に備えて、災害や注意報・警報等が、予め登録されている関係職員に自動的に伝達されることとされている。

## 【個別意見】

## (7) 応急対策班員等の参集時間等の把握について

勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、災害対策本部・支部の応急対策班員及び各課で参集すべき職員については、参集するための交通手段ごとの所要時間を把握しておくことが望ましい。

## (4) 勤務時間外の指揮命令・連絡系統の確保について

災害対策支部の中核を担う職員の中には、総合支庁の管轄外の地域から遠距離通勤する職員や、単身赴任等で自宅を離れ公舎に居住する職員が比較的多い状況が見られることから、初動対応に支障が生じないように、勤務時間外に大規模な地震等の災害が発生した場合の指揮命令・連絡系統の確保に留意する必要がある。

【災害時における職員の動員配備体制】

区分	災害対策組織設置基準	職員配備基準	体 制
第1次配備	災害対策警戒班 1 大雨洪水警報発表時 2 台風接近時等の大雨洪水注意報発表時	・総合防災課、農林水産部、土木部の担当職員	
		3 津波注意報発表時 ・総合防災課担当職員	
第2次配備	1 津波警報発表時 2 県内で震度4の地震が観測されたとき 3 台風接近時等の大雨洪水警報発表時	・総合防災課、生活安全調整課の下記に定める職員 ・農林水産部、土木部、企業局関係課の応急対策が必要な課の定める職員	必要に応じ、危機管理監を長とし、関係課からなる災害対策組織を設置
第3次配備	災害対策連絡会議 1 県内で震度5弱～5強の地震が観測されたとき 2 相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 知事が特に必要と認めたとき	1 震度5弱～5強の地震が観測された場合 (1)副知事、出納長 (2)連絡会議の委員(危機管理監、各部長等) (3)連絡会議の連絡員(関係課副主幹等) (4)危機管理室長、関係部局次長(防災担当) (5)全課(室)長 (6)総合防災課、土木部の全職員及び生活安全調整課の危機管理担当職員 (7)その他各課において予め定める職員 2 地震以外の場合 (1)～(4) 1に同じ (5)総合防災課の全職員、生活安全調整課の危機管理担当職員 (6)農林水産部、土木部関係課等の応急対策が必要な課の課(室)長及び予め定める職員	【設置場所】 <b>災害対策室</b> 議 長：副知事 副 議 長：副知事、出納長 危 機 管 理 監 委 員：企業管理者 病院事業管理者 教育長、警察本部長 総務部長 改革推進監 文化環境部長 健康福祉部長 商工労働観光部長 農林水産部長 土木部長、出納局長 事務局長：危機管理室長 事務局員：危機管理室職員 連 絡 員：関係課副主幹 警備第二課次長
第4次配備	災害対策本部 1 県内で震度6以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 知事が特に必要と認めたとき	1 震度6弱以上の地震が観測されたとき <b>全職員が登庁</b> 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡する。 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、最寄の総合支庁等県の機関に参集して所属長に連絡を取りその指示に従う。 応急対策班員は県庁講堂に参集し、災害対策本部設営に従事する。 2 地震以外の場合 (1)知事、副知事、出納長 (2)対策本部の本部員(危機管理監、各部長等) (3)事務局の応急対策班長(危機管理室長、関係部次長)	【設置場所】 <b>県庁講堂</b> 本 部 長：知事 副 議 長：副知事(2) 本 部 員：出納長、企業管理者 病院事業管理者 教育長、警察本部長 総務部長 改革推進監 文化環境部長 健康福祉部長 商工労働観光部長 農林水産部長 土木部長、出納局長 事務局長：危機管理監 事務局員：危機管理室長、関係次長

		(4)対策本部の連絡員に指定されている 関係副主幹 (5)生活安全調整課、総合防災課の職員 (6)本部事務局の応急対策班に指名され ている職員 (7)農林水産部、土木部関係課等の応急 対策が必要な課の課(室)長及び予め 定める職員	関係課職員 ( 応急対策班員 ) 連 絡 員：関係課副主幹 警備第二課次長 但し、地震発生直後の災害対 策本部員会議は、災害対策室で 開催する。
--	--	--	--

注1：この表は、県本庁職員の動員配備体制を示しているが、出先機関の職員の動員配備体制もこれに準じる。

2：農林水産部、土木部及び企業局職員の動員配備体制の詳細は各部局の動員配備計画に基づく

：津波警報発表時：総合防災課全課員、危機管理監及び室長、副主幹、危機管理担当

震度4：総合防災課長及び防災担当職員、危機管理担当 台風接近時の大雨・洪水警報発表時：状況により対応

(6) 災害情報の収集・伝達システム

災害発生の際における的確な応急対策活動を行うためには、被害情報等の迅速な収集・伝達が非常に重要であり、県は、情報収集・伝達システムの整備・充実を図っている。

ア 防災情報システム

防災情報システムは、各防災関係機関に設置された防災情報端末からの各種情報を一元管理し、気象情報や被害情報等を共有化することにより応急活動を効率的に行うもので、気象情報システム、災害情報システム、職員参集システム、防災基礎情報システム及び運用管理システムのサブシステムから構成されている。

イ 防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されており、市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関を無線回線で結び、停電時に備えて全局に非常用電源を備えている。

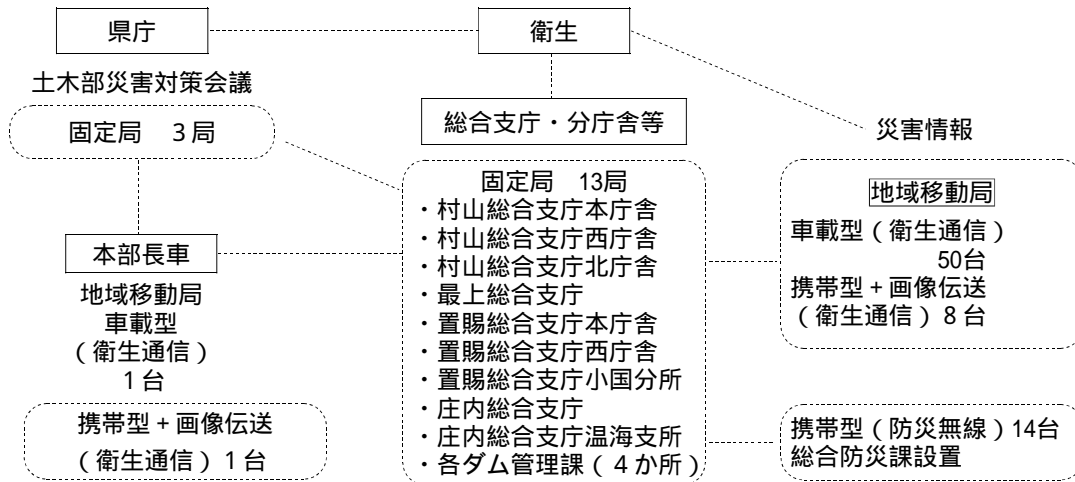
また、衛星通信により、消防庁及び地域衛星通信ネットワークに加入している都道府県間等との通信が可能となっている。

ウ 土木部緊急災害情報通信システム

地震等の災害が発生した場合、応急対策を緊急かつ適切に行うためには、発生直後の被害規模等を早期に把握することが重要である。

このため、災害により一般の電話回線が使用不可能な状況においても情報伝達が可能となるよう、衛星通信を利用した災害情報伝達体制の整備を図っている。

【土木部緊急災害情報通信システム構成図】



平成18年度配備箇所

山形空港事務所、庄内総合支庁庄内空港事務所、庄内総合支庁港湾事務所

### エ 災害時優先電話

災害時優先電話は、発信機能優先の特徴を持っており、電話が集中し、つながりにくい災害発生直後の状況において優先的に利用できるものである。

県は、電気通信事業法に基づき、固定電話及び携帯電話の一部について、災害時優先電話の指定を受けており、初動時の連絡や情報収集活動を円滑に行う観点から、固定電話については、各課原則1台、課長席の指定を基本とし、迅速な連絡や情報収集が必要な部署について指定が行われている。

### (7) 災害時活動マニュアルの整備

大規模な災害が発生した場合において、迅速かつ確かな応急活動体制を確保するため、県は、活動マニュアルを整備するとともに、職員に対し防災に関する計画の内容、所管防災業務における個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等について周知徹底を図ることとされている。

災害対策本部及び支部運営に関するマニュアルが、本部及び各支部において作成されているほか、各部局において、所管防災業務に応じたマニュアルの整備が図られている。

#### 【災害対策本部・支部活動マニュアル】

本部	山形県大規模災害発生時の災害対策本部活動マニュアル
村山	大規模災害発生時応急対応マニュアル
最上	大規模災害時応急対応マニュアル
置賜	おきたまファーストアクション
庄内	大規模災害発生時等の山形県災害対策本部庄内支部活動マニュアル

#### 【災害対策本部・支部の職員初動マニュアル】

本部	大規模地震等災害時の本庁職員初動マニュアル
村山	大規模災害発生時の行動の手引き
最上	大規模災害時応急対応カード
置賜	大規模災害発生時の行動の手引き
庄内	地震等大規模災害発生時の行動の手引き

#### 【各部局の所管防災業務マニュアル等】

総務部 危機管理室	気象予報警報等の伝達要領・警戒業務実施要領
	山形県災害報告取扱要領
	山形県防災資機材等管理運営要綱
	災害時医療救護活動指針

健康福祉部	災害時における保健指導マニュアル
	災害時医薬品等供給マニュアル
農林水産部	災害発生時の緊急配備体制マニュアル
	地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル
	地すべり防止区域の点検マニュアル
土木部	土木部防災業務計画
	土木部緊急防災体制参集マニュアル
	土木部緊急点検・応急復旧マニュアル
	鉄道・バス事故等緊急事態対応マニュアル
教育委員会	学校安全マニュアル
企業局	企業局災害対策本部活動要領
	事業所災害対策活動要領
	勤務時間外における地震発生時の企業局職員参集要領
	企業局電気事業防災ハンドブック
	企業局水道事業地震災害対策計画
	水異常発生時対応マニュアル

県内で震度5弱から5強の地震が観測された場合には、災害対策連絡会議が設置されるとともに、全課(室)において、課(室)長及び予め定められた職員が登庁することとされている。

平成15年に発生した宮城県沖の地震においては、各課(室)の初動体制について、動員配備体制に基づいて登庁したが、課(室)の役割が明確でない場面が多かったことが課題とされた。

これを受けて平成15年11月に開催された危機管理調整会議においては、災害対策連絡会議が設置される場合に各課で登庁すべき職員を予め決めておくとともに、大規模災害時の分掌事務を踏まえた初動マニュアルを作成し、その中で課内職員の役割分担を整理することとされた。

本庁全職員に配布されている「大規模地震等災害時の本庁職員初動マニュアル」でも、応急対策班員以外の一般職員は、各課が作成したマニュアルに沿って行動することとされているが、各課における初動マニュアル作成状況を見ると、緊急連絡網にとどまっているものや情報収集先や様式が明確にされていないものが見受けられた。

#### 【個別意見】

##### (ア) 各所属の役割の再確認及びマニュアルの作成について

地域防災計画で定められている災害時における職員の動員配備体制では、震度5弱以上の地震が観測された場合には、全ての課(室)において、職員の登庁が求められることとなる。

このため、防災業務と関係の薄い部局も含め、全ての課(室)において初動マニュアルを作成しておく



ことが望ましい。

特に、災害発生の初期における重要な業務となる被害情報の収集を的確かつ効率的に行うために、情報収集の方法や収集先、項目、様式等をマニュアルの中で明確にする必要がある。

また、危機管理室においては、各課の初動マニュアルの作成状況について、定期的な把握・点検を行う必要がある。

(1) 支部運営に関するマニュアルの標準化について

支部運営に関するマニュアルをみると、災害対策本部、支部及び市町村が連携して行う救援物資の要請・供給に係る様式が統一されていないものが見受けられた。また、防災資機材保管場所や一時配分拠点候補地、災害対策用臨時ヘリポート等、どの地域でも共通する基本的な応急対策活動において必要と思われる資料が支部運営マニュアルに盛り込まれていない事例が見受けられた。

応急対策活動の的確かつ円滑な実施を図るため、本部及び各支部に共通する基本的業務に関しては、様式や資料を含めマニュアルの標準化を検討する必要がある。

(8) 災害対応訓練・研修の実施

ア 総合防災訓練

県の総合防災訓練は、県民の防災意識の高揚と防災活動の円滑化、防災関係機関の連携強化を図るため、市町村との共催により地域住民の参加と協力を得て、県内4ブロック持ち回りで、毎年1回、防災の日（9月1日）を中心とした防災週間中（8月30日～9月5日）に実施されており、平成17年度は、鶴岡市との共催により9月4日に実施されている。

イ 災害対策本部・支部設置運営訓練等

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に初動体制を確立するため、県災害対策本部の設置運営訓練が、状況付与型図上訓練として実施されているほか、勤務時間外の大規模災害発生に備えた職員の緊急登庁訓練等が実施されており、訓練を通じた、災害対応能力の向上や、初動体制の検証評価による充実強化を図っている。

支部の設置運営訓練は、各支部において状況付与型図上訓練として実施されているが、勤務時間外の職員緊急登庁訓練を実施している支部は、庄内支部のみにとどまっている。

また、災害・気象情報の収集・伝達に使用する情報通信機器の研修演習等が、本庁、総合支庁等の関係職員を対象として実施されている。

【個別意見】

勤務時間外における職員緊急登庁訓練は、迅速な初動体制確立のために非常に重要な訓練であることから、全ての支部において実施されることが望ましい。

【災害対策本部・支部設置運営訓練実施状況】

本部	勤務時間外における職員緊急登庁訓練等
	状況付与型図上訓練
村山	状況付与型図上防災訓練
	状況付与型図上防災訓練(西庁舎)
	状況付与型図上防災訓練(北庁舎)
最上	状況付与型図上防災訓練
	勤務時間外における職員の招集伝達訓練

置賜	初動時緊急対応及び機器設置訓練
	状況付与型図上防災訓練
庄内	庄内総合支庁防災訓練（状況付与型図上訓練）
	庄内総合支庁防災訓練（早朝登庁訓練・状況付与型図上訓練）

## 【情報通信機器操作訓練実施状況】

総務部 危機管理室	防災行政無線等非常通信手段の操作研修
	気象予警報等の伝達・警戒業務実施研修
	衛星中継車映像受信訓練
	防災行政ネットワーク関連機器取扱研修
	防災情報システム研修
土木部	画像受信機器操作演習
	勤務時間外における河川砂防情報システムの水防・洪水情報入力演習

## ウ 各部局等の所管業務等に関する訓練等

県の各部局等においては、災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、所管防災業務に応じた研修会の開催等により、職員に対する防災教育に努めることとされている。

また、土木部及び企業局において、施設の管理者が実施すべき災害対策に沿って、所管する河川やダム、空港、港湾、発電所及び水道施設等の災害に対応した訓練を実施しているほか、沿岸市町津波避難訓練や石油コンビナート等防災訓練が実施されている。

県立病院においては、傷病者の受入れ等の災害時医療に関する訓練が、中央病院及び日本海病院で実施されている。このほか、県総合防災訓練や日本赤十字社支部合同災害救助訓練等、様々な訓練・研修に参加する形で実施されている。

## 【個別意見】

平成17年12月のＪＲ羽越本線脱線事故を契機として、あらためて災害時医療体制の充実強化が求められており、各病院が主体となって実施する訓練の充実を図ることが望ましい。

## (9) 関係機関・団体等との連携

## ア 他機関・団体との協定締結状況

災害発生時の食料、飲料水及び生活必需品等の供給や、広報又は応急対策を進めるため、県は、関係機関や関係業界等と協定締結により、防災体制の整備を進めている。

平成17年度においては、新潟県と平常時における連携・協力の推進に関して協定を締結したほか、応急生活物資供給や物資等の緊急輸送等に関して民間企業や関係団体との協定が締結されている。（資料４）

## イ 災害ボランティア受入態勢の整備

地域の防災力の強化には、住民や地域社会の「共助」による災害対策活動が不可欠であり、救援活動や復興支援における災害ボランティア活動は、阪神・淡路大震災以降、その重要性が広く認識されてきている。

災害ボランティア活動においては、被災地のニーズの把握やボランティアの受入、総合調整等、活動環

境を整備することが必要であることから、平成18年3月に「山形県災害ボランティア活動支援指針」を策定し、行政、関係団体及びNPO等との災害ボランティアネットワークの整備等を進めている。

(10) 庁舎設備の保守管理及び書架・機器等の転倒防止対策

大規模災害発生時に災害対策本部・支部が設置される施設や医療救護活動に従事する機関の施設では、初動対策活動が支障なく実施されるために、建築物の安全性の確保や非常用電源や消防防災用設備等による防災措置に加え、各種機器や什器備品の転倒対策等により施設の機能維持や職員の被災防止を図ることが重要である。

本庁及び総合支庁の災害対策室等においては、適切な転倒対策等が講じられているものの、一般の執務室内では、庁舎の構造上の問題等により必ずしも十分な措置が講じられていない。

【個別意見】

電気設備点検の結果、非常用発電機始動用バッテリーの触媒栓の交換時期が経過しているものが見られたため、適切に対応する必要がある。

(11) 災害対策支部における防災資機材等の管理

ア 被災者支援用食料等の備蓄について

被災者の生活を確保するために必要となる食料、飲料水及び生活必需品等の確保については、市町村が、住民の備蓄を補完するための流通備蓄及び災害時要援護者に考慮した公的備蓄を行い、県は、広域的な立場から市町村の要請に対応するため、流通備蓄による供給体制を整備することとされている。

県では、関係行政機関や販売業者等と連携し、円滑な供給体制の整備に努めているほか、災害発生当初における被災者支援のため、食料や飲料水、毛布、携帯用トイレ等の備蓄を行っている。

平成17年度に災害救助基金を活用して備蓄した食料及び飲料水は、山形盆地断層帯地震被害想定調査における想定避難者数の1日分の4分の1を県が対応することとしたものである。（資料2）

【被災者支援用備蓄品（17年度整備分）】

総合支庁	保管場所	保存食 (アルファ米) (食)	飲料水 (500ml) (本)	毛 布 (枚)	トイレ セ ッ ト (枚)	避難用 テ ン ト (張)
村 山	本 庁 舎	14,400	4,800	600	4,800	10
	西 庁 舎	7,200	2,400	300	2,400	5
	北 庁 舎	7,200	2,400	300	2,400	5
	小 計	28,800	9,600	1,200	9,600	20
最 上	本 庁 舎	7,200	2,400	300	2,400	10
置 賜	防雪センター	9,600	3,216	400	3,200	7
	西 庁 舎	4,800	1,584	200	1,600	3
	小 計	14,400	4,800	600	4,800	10
庄 内	消 防 学 校	21,600	7,200	900	7,200	20
計		72,000	24,000	3,000	24,000	60

## イ 被災者支援用食料等の管理状況について

被災者支援用食料及び資機材等は、各総合支庁において、「山形県防災資機材等管理運営要綱」に基づいて管理されている。

## 【個別意見】

保管・管理状況をみると、次のとおり災害発生時に即応できるよう整理して保管すべきものや保管場所・防災資機材の表示等により、資機材等の情報の共有化を図る必要があるもの等が見受けられたため、災害発生に備えた保管・管理方法の改善を図る必要がある。

- (ア) 数量・品質の管理や災害発生時の持ち出しが容易に行えるよう、整理整頓して保管する必要があるもの。
- (イ) 資機材等の保管場所・保管内容が誰にでもわかるよう、表示等により情報の共有化を図る必要があるもの。
- (ロ) 保管場所が分散していることにより災害発生時の使用が不効率にならないよう、保管場所の集約を検討する必要があるもの。
- (ハ) 備蓄品の納入時期を誤って把握していたもの。
- (ニ) 非常用発電機の点検が適切に行われていないもの。

## ウ 災害対策支部運営用の資機材等について

各支部では、「山形県防災資機材等管理運営要綱」に基づいて管理されている資機材等のほか、支部の実情に応じ、災害対策支部運営用の資機材等の整備を図っている。

応急対策に従事する職員用の飲食料の備蓄は置賜・庄内の2支部において行われており、仮眠のための寝袋は4支部全てにおいて備蓄されている。

## 【個別意見】

消防庁が作成した「緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」（平成18年3月）においても、応急対策要員用の物資を3日以上備蓄することが望ましいとされており、災害対策本部・支部において応急対策に従事する職員用の食料等の備蓄を検討する必要がある。

## (12) 水防資器材の管理等

水防計画では、水防管理団体の備蓄水防資器材が不足するような緊急事態に際し、応急支援するため、県の各水防支部が管理する水防倉庫において備蓄することとしており、各支部において備蓄すべき資器材基準（数量）が示されている。

また、備蓄材の使用又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、水防区域内一般民家、組合、商店、資材業者等の手持数量調査結果が水防計画資料編に示されている。

## 【個別意見】

県管理水防倉庫における水防資器材の備蓄の状況（資料3）をみると、一部の水防支部では、備蓄基準を下回っている資器材が見受けられたため、備蓄基準に基づいて適切な備蓄に努める必要がある。

## (13) 医療救護活動用資機材

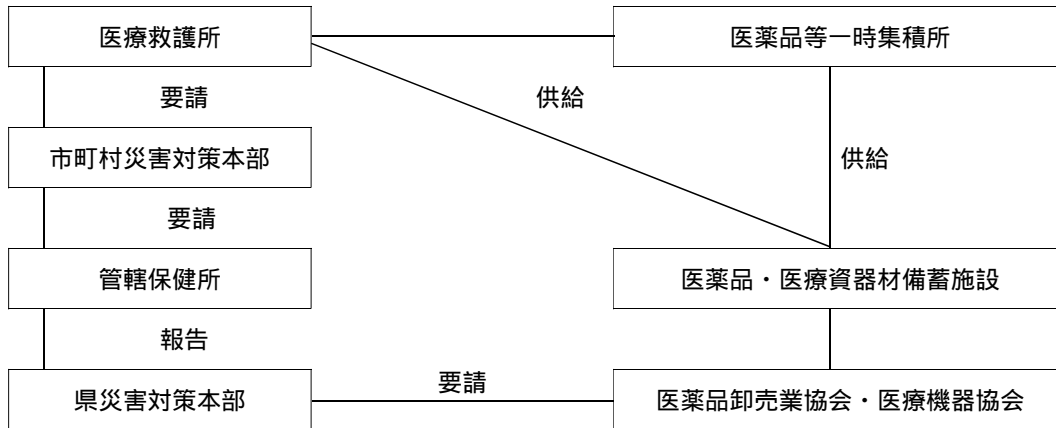
## ア 医薬品・医療資器材等の確保

地域防災計画では、県は、流通備蓄の方法により、災害発生時に必要となる医薬品・医療資器材を確保することとされており、山形県医薬品卸業協会及び東北医療機器協会山形県支部に委託して、「大規模災害時の医薬品等備蓄事業」として実施されている。

備蓄されている医薬品等の種類と数量は、要治療人口を県人口の1%とし、災害発生後3日間を想定したものとなっている。

平成17年度における備蓄施設は、医薬品は、県内二次保健医療圏ごとに2か所ずつ8か所、医療資器材は、村山3か所、庄内1か所の計4か所となっている。

【備蓄医薬品等の供給ルート】



【医薬品等の備蓄施設地区別一覧表（17年度）】

種別	圏域名	村 山	最 上	置 賜	庄 内	計
医 薬 品	山 形 市	東 根 市	新 庄 市 (2)	米 沢 市 (2)	酒 田 市 (2)	8 か所
	東 根 市					
医 療 材 料	山 形 市 (3)				酒 田 市	4 か所

【大規模災害時の医薬品等備蓄事業による流通備蓄品目】

東北医療機器協会山形県支部委託分	山形県医薬品卸業協会委託分
医療材料（ディスプレイ、注射器、注射針、輸液セット、静脈内留置針）	細胞外補充液、解熱鎮痛剤、抗生物質、消毒液、外用薬、止血剤、強心剤、局所用麻酔、貼付剤、衛生材料（ガーゼ、伸縮包帯、脱脂綿）

イ 病院における医薬品、診療材料及び食料の備蓄

山形県災害時要援護者支援指針（平成17年12月）では、病院等の災害時要援護者関連施設の管理者は、災害に備えて、2～3日分の食料品、飲料水、慢性疾患用医薬品等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫等の整備に努めるものとされている。

各県立病院において、災害時に備えて備蓄されている食料品や飲料水は、中央病院及び日本海病院は1日分、新庄病院及び鶴岡病院は3日分（ただし、鶴岡病院は平成18年度実施）となっている。

【個別意見】

各県立病院における平成17年度の食料品の備蓄状況を見ると、備蓄日数に差が生じており、指針の備蓄目標に達していない病院がみられたため、今後は、指針に沿った備蓄に努める必要がある。

2 意見

今回の監査では、県の各機関の初動体制の整備及び防災資機材の整備・管理等に関する業務を対象として、監査を実施したところである。

各監査項目に関する個別の意見は、1の監査結果において示したとおりであるが、今後、全般的に検討、推進する必要があると思われる事項（特に強調しておきたい事項）は次のとおりである。

(1) 勤務時間外における初動体制の整備について

大規模災害発生時には、職員自身やその家族の被災、交通の途絶など職員の参集困難な場合が想定される。また、一部の総合支庁では、災害時に指揮をとる幹部職員に管轄外の地域からの遠距離通勤者が多い状況がみられる。

勤務時間外における初動体制において災害対応力の低下を招かないよう、指揮命令系統や連絡体制の確保に留意する必要がある。

また、災害発生時の職員の参集方法・時間の把握や緊急登庁訓練の実施等により、勤務時間外における初動体制のより一層の充実強化を図ることが望ましい。

#### (2) 防災マニュアルの評価・検証について

各職員が災害発生時に迅速かつ的確な行動をとり、役割を果たすためには、平常時の研修や訓練を通じて防災に関する知識と適切な判断力を養うとともに、災害発生時の具体的手順等を明らかにしたマニュアルを作成し、災害の発生に備える必要がある。

しかし、平成18年度に実施された「危機管理に関するアンケート」の結果からは、危機発生時の役割やマニュアルの理解が十分でない状況がみられる。

個人の具体的な役割や行動等について周知徹底するとともに、訓練等を通じて現行の組織体制や業務に関するマニュアルを検証・評価することにより、生きたマニュアルとし、実践的な防災体制を確立することが重要である。

このため、事業推進・管理システムと同様に、マニュアルの作成・訓練計画の策定（Plan） 訓練の実施（Do） マニュアル・訓練の検証・評価（Check） 組織体制・マニュアル等の見直し（Action）のサイクルにより、災害対応力の向上を図る必要がある。

#### (3) 防災資機材等の計画的な整備及び適切な管理について

防災資機材等については、災害発生時の使用に備えて長期間にわたり保管する必要があるため、保管の状況や数量・品質の管理を適切に行い、災害に備える必要がある。

また、現在備蓄している食料品等は品質保持期限等に応じた更新が必要となるため、更新時の活用方法を検討することが望ましい。

#### (4) 災害対策要員の活動環境の整備等について

大規模災害発生時に初動活動が支障なく実施されるためには、災害対策本部・支部が設置される施設や医療救護活動に従事する機関の施設において、建築物の安全性の確保や非常用電源・消防防災用設備等により、施設の機能維持を図るとともに、職員の被災防止の観点からも各種機器や什器備品の転倒対策を施すことが重要である。

また、災害対策に要する備蓄（食料、生活必需品、資機材）により災害対策要員の活動環境の整備を図り、応急対策活動に支障が生じないよう対策を講ずる必要がある。

### 3 むすび

近年、大規模な地震や豪雨災害が発生し、大きな被害をもたらしており、県民生活における安全安心を確保するための体制づくりは、重要な政策課題となっている。特に、平成16年10月に発生した新潟県中越地震は、中越地方と類似した地形を有し、山形盆地断層帯をはじめ4つの主要な活断層帯が確認されている本県にとってもさまざまな教訓や課題をもたらしたところである。

今回の行政監査は、県の防災体制整備を対象として実施したが、防災白書において指摘されているように、災害被害を軽減する備えを実践する「減災社会」実現のためには、県や市町村、防災関係機関における公助の取組みのみならず、個人個人の自覚に根ざした自助、さらには地域コミュニティ等における共助の取組みが不可欠である。

県においては、県・市町村等の防災関係機関はもとより、地域及び県民が一体となった「災害に強い山形県」に向け、大規模自然災害への防災対策を進められるよう期待するものである。

#### 〔資料〕

資料1 災害対策本部及び支部組織

資料2 山形県防災資機材等管理運営要綱に基づく資機材等の種類及び数量

資料3 県管理水防倉庫備蓄資器材

資料4 災害時における他機関との協定締結状況



資料2 山形県防災資器材等管理運営要綱に基づく資器材等の種類及び数量

総合支庁	種類	財源	保存食 (アルファ米)	飲料水 (500ml)	毛布			防炎シート	トイレセット	避難用テント	簡易トイレ	エアートtent	総合支庁用 非常用電源装置
					一般	基金	小計						
村山	本庁舎	車庫倉庫	食 基金 14,400	本 基金 4,800	枚 245	枚 600	枚 845	枚 245	枚 4,800	張 10	基 12	張 1	台 1
	西庁舎	北側付属棟倉庫			125		125	125				6	1
		東側1階倉庫		7,200	2,400	300		300		2,400	5		
	北庁舎	101会議室	庫	7,200	2,400	300		425	2,400	5	6		
最上	小	計	28,800	9,600	495	1,200	1,695	495	9,600	20	24	1	3
		北棟1階機械室			125		125	125				6	1
置賜	本庁舎	北棟1階自家発電室	7,200	2,400	300		300		2,400	10			
		小	7,200	2,400	125	300	425	125	2,400	10	6		1
	本庁舎	1階階段下											
		1階機械室									7		
		2階機械室			125		125						
		警備員室脇											1
	防雪	車庫23番内物置										6	
		車庫24番内							125				
	西庁舎	セクタ-		9,600	3,216	400		400		3,200			
		1階空調機械室				125	200	325	125			6	
小	1階西側階段下倉庫		4,800	1,584						3			
	車庫(西側)								1,600				
庄内	小	計	14,400	4,800	250	600	850	250	4,800	10	12	1	2
		防炎倉庫			250		250		250			14	1
合計	小	計	21,600	7,200		900	900	900	7,200	20			
		校倉庫	21,600	7,200	250	900	1,150	250	7,200	20	14	1	1
合計	小	計	72,000	24,000	1,120	3,000	4,120	1,120	24,000	60	56	3	7



資料3 県管理水防倉庫備蓄資材

器具資材名	器						具									資材								
	ペン	鎌	鋸	なた又は斧	掛	ス	ツル	ハシ	縫針	小車	鉄線蛇籠	フルコン又は麻袋	むしろ又はシート	縄	丸太	杉	木杭	竹	鉄線	鉄杭	塩	備考		
支部名	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(本)	(袋)	(枚)	(kg)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)			
庄内以外	5	5	5	10	10	10	10	5	5	5	5	1,000	100	40	50	100	20	100	200	200	2			
庄内	10	10	10	20	20	20	20	10	10	10	10	2,000	200	80	100	200	40	200	400	400	4			
東南置賜	2	5	5	9	10	20	19	8	10	130	11,300	200	150	60	1,200	180	250	100	100	100	2			
西置賜	8	8	5	12	10	27	19	5	5	5	1,000	500	20	41	690	20	100	670	400	4				
小計	10	13	10	21	20	47	38	13	15	135	12,300	700	170	101	1,890	200	350	770	770	6				
東南村山	9	28	16	6	3	22	15	5	5	50	2,500	33	4	70	100	50	210	213	387	213	7			
西村山	5	15	5	10	10	10	10	5	5	28	14,000	100	80	90	185	20	100	200	200	200	2			
北村山	7	50	4	12	7	45	34	0	5	10	3,900	370	50	70	0	0	70	387	387	387	2			
小計	21	93	25	28	20	77	59	10	15	88	20,400	503	134	230	285	70	380	800	800	800	11			
最上	8	13	14	15	12	30	16	14	6	0	31,000	460	70	50	100	50	200	290	290	290	10			
庄内	5	23	20	17	19	24	20	0	10	14	17,530	113	40	260	107	45	390	336	336	336	4			
合計	44	142	69	81	71	178	133	37	46	237	81,230	1,776	414	641	2,382	365	1,320	2,196	2,196	2,196	31			

## 資料4

## 災害時における他機関との応援協定

平成18年4月1日現在

名 称	内 容	協定締結先	締結時期	主管課
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	相互応援活動	全国知事会	H 8. 9. 1	総合防災課
大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定		各道県	H 7.10.31	総合防災課
大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定		各市町村	H 7.11.20	総合防災課
山形県広域消防相互応援協定書	消防相互応援	各市町村及び消防一部事務組合	S53. 3.10	総合防災課
防災上の連携・協力に関する協定	防災に関する連携・協力の推進	新潟県	H18. 2.24	総合防災課
災害派遣に関する山形県知事と陸上自衛隊第6師団長との協定書	災害派遣、災害演習の参加応援	陸上自衛隊第6師団	S38. 4. 8	総合防災課
災害対策基本法施行令第22条に基づく協定	災害時の放送	日本放送協会山形放送局	S60. 8.10	総合防災課
災害時の放送に関する協定	災害時の放送	(株)山形放送 (株)山形テレビ	S55. 3.19	総合防災課
		(株)テレビユー山形 (株)エフエム山形	H 2. 6. 1	
		(株)さくらんぼテレビジョン	H 9. 2.24	
災害時などにおける報道要請に関する協定	災害時の報道	在形新聞社・支局(11社)	H 9. 9.28	総合防災課
災害救助法により県の行う医療、助産、死体処理を日本赤十字社山形県支部に委託する契約書	医療、助産、死体処理の救助業務	日本赤十字社山形県支部	S35. 4. 5	健康福祉企画課
災害救助に関する山形県知事と山形県医師会会長との協定書	医療に関する救助	山形県医師会	S55.10. 1	健康福祉企画課
学校施設を避難場所として指定する覚書	避難場所の指定	山形県教育委員会	S55. 3.10	教育庁総務課
災害時における災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定書	災害救助用米穀の緊急引渡し	山形食糧事務所	H 1. 2.10	農政企画課
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活物資供給協力 医療・保健活動協力	山形県生活協同組合連合会	H 9. 9. 2	生活安全調整課
		(株)トー屋	H17.12. 9	総合防災課
	(株)ヤマザワ	H17.12.28		
災害時における物資の供給に関する協定	物資供給協力	山形県給食事業協会連合会	H18. 3.16	総合防災課
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	物資等の緊急輸送	(社)山形県トラック協会	H13. 2. 8	総合防災課
		赤帽山形県軽自動車運送協同組合	H17. 6.20	

災害時における船舶による物資等の緊急輸送に関する協定書	船舶による物資等の緊急輸送	東北内航海運組合	H17.12.21	総合防災課
被災建築物応急危険度判定業務に関する協定書	応急危険度判定	(社)山形県建築士会	H10.4.8	建築住宅課
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	応急仮設住宅の建設	(社)プレハブ建築協会	H8.5.1	建築住宅課
災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	住宅相談等	住宅金融公庫東北支店	H7.9.15	建築住宅課
災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定書	公共土木施設の被害状況調査協力	(社)山形県測量設計業協会	H16.12.10	管理課
災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定	河川、道路、住宅等の災害応急対策	(社)山形県建設業協会	H8.12.6	管理課
災害時における交通誘導業務等に関する協定	交通誘導	(社)山形県警備業協会	H9.10.14	警察本部
アマチュア無線による災害時応援協定	情報収集・伝達	日本アマチュア無線連盟山形県支部	H9.5.28	総合防災課
災害時における棺等葬祭用具の確保に関する協定	棺等葬祭用品供給契約	山形県葬祭業協同組合	H14.10.11	総合防災課
災害時における心理ケアに関する協定書	被災者心理ケア協力	山形県臨床心理士会	H18.3.27	総合防災課
災害一般廃棄物の収集運搬に係る協定書	災害一般廃棄物の収集運搬	山形県環境整備事業協同組合	H18.3.29	循環型社会推進課
災害時における山形県企業局所管の広域水道及び工業用水道の災害応急対策に関する協定	広域水道・工業用水道の災害応急対策	(社)山形県建設業協会	H16.4.1	企業局

平成19年3月13日印刷  
平成19年3月13日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056